

変更届記載上の注意（特例販売業）

変更届が必要が項目	添付書類
開設者の氏名又は住所 (法人は主たる事務所の名称・所在地)	法人：登記の履歴事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの） 個人：戸籍謄（抄）本 （6ヶ月以内のものが有効） * 法人の名称変更に関する注意点 合併等で組織が変わることによる名称変更 → 新規許可申請 組織の変更は伴わず、単に名称が変更するのみ → 変更届
被知識経験認定者の氏名又は住所	戸籍謄（抄）本（6ヶ月以内のものが有効） * 被知識経験認定者その人を変更する場合には、新規許可申請が必要です。
業務を行う役員の氏名 (開設者が法人のとき)	登記の履歴事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの） 新たに役員になった者の診断書（診断後3か月以内のもの） 業務分掌表（薬事に関する役員を画定したときのみ提出する） ※ 法第5条第3号イからハまで及び成年被後見人の該当の有無を、変更届書の備考欄に記載してください。 （記載例）法第5条第3号イからハまでに掲げるもの及び成年被後見人に該当しない。
店舗の名称	なし
店舗の構造設備の主要部分	変更後の平面図
兼営事業の種類	なし
住居表示	住居表示変更証明書 （区市町村が行う住居表示変更により、地名番地等に表示変更が生じた場合に添付します。） ※ 移転の場合は、新規許可申請が必要です。